

保税蔵置場許可期間の更新公告

下記保税蔵置場については、関税法第42条第2項ただし書の規定により許可の期間を更新したので、同条第3項の規定により公告する。

令和8年6月4日

名古屋税関長 奈良井 功

記

- 被許可者の住所及び名称
愛知県名古屋市昭和区折戸町四丁目15番地 愛知食糧会館内
名古屋埠頭サイロ株式会社
- 保税蔵置場の名称及び所在地
名古屋埠頭サイロ株式会社南三区 保税蔵置場
愛知県知多市北浜町13番2
愛知県知多市北浜町13番地2
- 更新した期間
自 令和8年7月1日
至 令和14年6月30日